

保護者各位

狛江市子ども家庭部

児童育成課長 片岡 晋一

## 緊急事態宣言期間中の保育園等の運営方法について

日頃から狛江市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。緊急事態宣言が延長された際の緊急事態宣言期間中の保育園等の運営方法について、下記のとおりご案内をいたします。ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

## 記

## 1. 緊急事態宣言期間中の保育園等の運営方法について

新型コロナウイルスの感染拡大抑制のため、緊急事態宣言が延長されることを鑑みれば、発出期間中においては、引き続き感染対策に重きを置くことが重要と考えます。そのため、**緊急事態宣言期間中は、可能な限り家庭保育へのご協力をお願いいたします。それに伴い、期間中の保育料及び給食費は、以下のとおり減免を行います。また、保育時間の短縮にもご協力いただき、延長保育の利用はできる限りお控えくださいますようお願いいたします。**

※今回についてもご協力のお願いとなります。登園を希望される場合は遠慮なく園へお伝えください。

※緊急事態宣言が延長された場合や早期解除された場合は、期間が変更となり、併せて減免の計算方法も変更となります。確定の計算方法については、当月分の減額決定通知にてお知らせいたします。

## 2. 改めて受入にあたってのお願い

- (1) 児童・保護者（同居の家族を含む）の皆様におかれましては、土日祝日を問わず毎日の体温測定を徹底し、ご家族の方も含めて発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさなど）が見られる場合は、児童の登園を控えてください。保育施設における職員も同様の対応を行います。
- (2) 保護者の皆様はマスクの着用にご協力をお願いします。
- (3) 児童の受け渡しにあたり、保護者との接触は最低限に抑えたいと考えます。園により状況が異なるため、詳細については各園からのお知らせをご確認ください。また、在籍児童のご兄弟姉妹を施設内に入れることは可能な限り避けてください。
- (4) 風邪症状や発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談をしてください。

## 3. 保育料（0～2歳児クラス）の減額について【宣言期間変更によって変更あり】

1の実施に伴い、保育料の減額は、国の考え方にに基づき以下のとおり計算を行います。

【宣言期間が3月21日（日）までの場合】

緊急事態宣言期間中（3月1日から20日まで）のみ、減額を行います。

$$\text{【変更後の保育料} = \text{ご自身の保育料} \times (\text{9日}(\text{※1}) + \text{期間中に実際に登園された日数}(\text{※2})) \div \text{25日}(\text{※3}) (\text{10円未満切捨て}) \text{】}$$

→裏面へ

- ※1 緊急事態宣言期間を除く3月22日から31日までの土曜日を含む開園日数。
- ※2 対象期間中の登園しなかった日については、理由は問いません。普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、保育料が減額されます。計算結果が保育料以上の金額となる場合、減額は行いません。
- ※3 今回の日割り対応における保育料算定では、国の考え方にに基づき、月によらず「25」で計算します。

●注意事項：期間終了後に3月期間中の登園された日数を確認し、それぞれの変更後の保育料を確定します。減額額については、還付又は4月保育料への充当のいずれかにて対応させていただきます。

<減額例> 保育料月額30,000円、3月の期間中に登園された日数10日の場合  
 $30,000 \text{円} \times 19 \text{日} \div 25 \text{日} = \text{変更後の3月保育料} 22,800 \text{円}$   
減額額7,200円を還付又は4月保育料への充当にて対応。

#### 4. 給食費（3～5歳児クラス）の減額について【宣言期間変更によって変更あり】

1の実施に伴い、保育料と同様の日割り計算方法により、以下のとおり減額を行います。

【宣言期間が3月21日（日）までの場合】

緊急事態宣言期間中（3月1日から20日まで）のみ、減額を行います。

**【変更後の給食費＝4,500円×（9日（※1）＋期間中に給食を提供された日数（※2））  
÷25日（※3）（10円未満切捨て）】**

- ※1 緊急事態宣言期間を除く3月22日から31日までの土曜日を含む開園日数。
- ※2 3月1日から20日までの給食を提供された日数。
- ※3 今回の日割り対応における給食費算定では、国の考え方にに基づき、月によらず「25」で計算します。

●注意事項：期間終了後に3月期間中の給食が提供された日数を確認し、それぞれの変更後の給食費を確定します。減額額については、還付又は4月給食費への充当のいずれかにて対応させていただきます。

<減額例> 3月の期間中に給食を提供された日数10日の場合  
 $4,500 \text{円} \times 19 \text{日} \div 25 \text{日} = \text{変更後の3月給食費} 3,420 \text{円}$   
減額額1,080円を還付又は4月給食費への充当にて対応。

#### 5. その他

この度の緊急事態宣言を受け、市役所職員も引き続き一部在宅勤務となります。緊急事態宣言発出中は、電話や窓口でお待たせする可能性がありますので、ご了承ください。施設においては、手洗いや手指消毒、適切な換気、共有部分等における毎日の消毒等、基本的な感染症対策を徹底してまいります。また、3密を避ける工夫や外部者との接触の制限等も行ってまいります。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況によって、上記実施内容を変更する可能性があります。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

問合せ先：狛江市児童育成課幼児教育・保育係

03-3430-1111 内線 2316・2317・2328・2398